

議案第 18 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成30年12月11日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の122.5」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の227.5」を「100分の130」とあるのは「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「新議員報酬条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定すること並びに諸般の事情を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

参考資料

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和63年野田市条例第1号) (第1条関係)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> |

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (第2条関係)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の217.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> |